

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和3年度)

施設の名称	北上川下流・迫川・北上川下流東部流域下水道施設
指定管理者の名称	株式会社アイ・ケー・エス
施設所管部課(室)	企業局水道経営課

1. 当該施設の管理形態の推移【水道経営課・事務所記入】

期間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
～平成18年3月	管理委託	財団法人宮城県下水道公社	
平成18年4月～平成21年3月	指定管理	財団法人宮城県下水道公社	
平成21年4月～平成26年3月	指定管理	石巻環境サービス株式会社	
平成26年4月～平成31年3月	指定管理	株式会社アイ・ケー・エス	H26.10.1 社名変更
平成31年4月～令和6年3月	指定管理	株式会社アイ・ケー・エス	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください

2. 指定管理者の概要【水道経営課・事務所記入】

指定管理者の名称	名称	株式会社アイ・ケー・エス
	所在地	石巻市鑄銭場5番21号
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日(5カ年)	
募集方法	公募	

3. 施設の概要【水道経営課・事務所記入】

施設の名称	北上川下流・迫川・北上川下流東部流域下水道		
所在地	石巻市蛇田字新ノ切5-2, 登米市石越町東郷字六反新田14-2及び石巻市魚町一丁目1-1		
設置年月日	平成10年4月1日, 平成12年7月1日及び平成12年4月1日		
根拠条例等	流域下水道条例		
設置目的	北上川下流流域については、石巻市及び東松島市の2市において、迫川流域については、栗原市及び登米市の2市において、北上川下流東部流域については、石巻市及び女川町の1市1町において、都市の健全な発達と生活環境の改善を図り、公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資する。		
施設の内容	処理場(石巻浄化センター, 石越浄化センター・石巻東部浄化センター)3箇所, ポンプ場(矢本, 河南, 鳴瀬, 志波姫, 若柳第1～3, 一迫, 金成第1～2, 栗駒第1～3, 桃生第1～3, 河北第1～5, 女川第1～2, 石巻1～2, 石巻2-1～2, 石巻第4～6) 30箇所 幹線流量計等の設備及び全てのマンホール蓋		
指定管理者が行う業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場施設の運転監視 ・水質検査業務 ・産業廃棄物処分の実務及び確認等 ・点検業務(日常・定期・臨時・定期自主) ・処理場, ポンプ場及び幹線流量計設備等の専門的な保守点検 ・消耗品及び故障した部品の交換 ・処理場及びポンプ場等の小規模修繕 ・幹線流量計等の点検・清掃等 ・施設内の設備の保安警備 ・処理場の見学者案内 ・その他 		

4. 施設運転実績【水道経営課・事務所記入(太枠内は指定管理者が記入)】

(1) 施設運転実績

項目	事業計画	実績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前年度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
流入汚水量(千m ³)	13,761	14,897	15,013	109.10%	100.78%
発生脱水汚泥量(t)	14,380	15,154	15,439	107.36%	101.88%

5. 管理運営収支実績【水道経営課・事務所記入(太枠内は指定管理者記入)】

(単位:千円, %)

(1) 収入

項目	事業計画	実績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前年度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
県指定管理料	1,272,143	1,236,980	1,342,509	105.53%	108.53%
その他	0	0	0		
収入計(a)	1,272,143	1,236,980	1,342,509	105.53%	108.53%

(2) 支出

人件費	313,663	312,002	313,663	100.00%	100.53%
直接経費	308,045	306,315	328,517	106.65%	107.25%
委託費等	490,035	462,311	549,283	112.09%	118.81%
その他経費等	160,400	156,352	151,046	94.17%	96.61%
支出計(b)	1,272,143	1,236,980	1,342,509	105.53%	108.53%

(3) 収支

収支(c) = (a) - (b)	0	0	0		
-------------------	---	---	---	--	--

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【下水道課・事務所記入】	
				評価		評価
施設の目的に沿って安定した管理運営に努める	<p>〔管理運営体制〕 指定管理者の業務遂行のため組織体制を構築し、有資格者の配置、警報、非常時の対応、社員の育成・教育を行った。</p> <p>〔処理場施設の運転監視〕 水処理、汚泥処理運転について運転目標書に基づき運転監視を行った。 県の耐震工事、長寿命化工事、管渠の修繕調査に対し、運転調整、立会等をおこなった。台風、大雨時の対応としてポンプ場の流入渠の上昇に併せ現場運転の対応、自家発等の備へを実施した。</p> <p>〔水質試験業務〕 水質等試験基本方針に基づく試験、臨時試験を実施した。 またクロスチェックの定期実施と試験結果に基づく運転目標書を作成し、運転の調整を行った。管理基準値、管理目標値の基準超過はなかった。</p> <p>〔産業廃棄物処分の実務及び確認等〕 年間汚泥発生量に基づく計画的な汚泥、沈砂しさの運搬処分業務と manifests の確認、照合を実施した。</p> <p>〔点検業務〕 年間保守点検計画、保守点検基準に基づき機能維持のため機械、電気設備の点検を自ら実施した。また設備異常時や地震発生時は臨時点検を行った。 宮城県企業局水道経営課様の指定管理者モニタリング実地調査で石巻東部浄化センターにおいてフロン排出抑制法による3ヶ月毎の簡易点検が未実施であるご指摘を受け点検を実施した。</p> <p>〔保守点検（専門的な保守点検）〕 専門的技術を要する機械、電気設備の機能維持のため計画に基づき専門業者への業務委託を行った。</p> <p>〔部品の交換〕 日常点検時等で確認された内容に応じ設備の消耗部品を交換した。〔227件〕</p> <p>〔小規模修繕〕 設備の突発的な故障の内、小規模のものについて修繕を行った。〔51件〕</p> <p>〔幹線流量計の点検・清掃等〕 幹線流量計の点検・清掃と幹線マンホール蓋の段差他、不具合箇所の点検を行った。</p> <p>〔施設内の保安警備〕 機械警備、人的巡視、I T Vカメラによる監視を行った。</p> <p>〔見学者案内〕 コロナ禍による処理場機能維持優先の観点から施設見学の受入れを終始見合わせた。代替え対応として県と施設見学の動画を作成し県のホームページに掲載した。 〔来場者数：0名〕</p> <p>〔薬品及び備品の管理〕 毒劇物取扱要領、安全データシートに基づき薬品の在庫管理、安全な取扱い、備品の適正な管理と台帳との照合を実施した。</p> <p>〔異常時及び災害時の対応〕 大雨、地震発生時に配備基準、災害時対応要領に基づき対応を行った。また中央監視装置等の設備異常にも臨機の対応を行った。 3月16日の石巻地域 震度6弱の地震により石巻東部浄化センターの3系終沈、1系初沈の汚泥掻寄機の主務チェーンが脱落したが、指定管理者が復旧作業を行い、3月18日に被災した全ての設備が復旧した。</p> <p>大雨・洪水 北上14 迫9 東部14 地震（震度4） 北上3 迫1 東部3 地震（震度5以上） 北上2 迫1 東部2</p> <p>〔施設内・敷地内の環境整備〕 施設内各棟、植栽について年間計画に基づき清掃、除草を行った。</p> <p>〔安全対策〕 安全衛生委員会での安全意識の高揚、情報共有により安全衛生基盤を整え、安全パトロールなどの安全衛生活動を行った。 本年度において労働災害、事故はなかった。 2月18日に計画した消防訓練についてコロナウイルス感染症の感染拡大の影響から消防署、県と協議の上、中止とした。 また国内外における新型コロナウイルス感染者の増加に対し、処理場内での罹患防止に努め、社員の罹患者はなかった。</p>		<p>フロン排出抑制法の点検が未実施であった。これは年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる改善が必要である。</p>			
				B		<p>評点2の項目が5項目あったが、重要項目で評点0が1項目あったためB評価とする。 このことから、年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる改善が必要である。</p>
人員体制	正規 60人	非正規 3人				

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【下水道課・事務所記入】	
			評価		評価
施設の機能を最大限発揮し 管理水準等の向上に努める	<p>〔セルフモニタリングの実施〕 管理運営方針・業務概要、管理運営対策、管理運営計画、安全対策、個人情報の保護、その他等、6項目について同業外部チェック機関にモニタリングを受診した。(3月25日実施)</p> <p>〔ポンプ場汚水ポンプ中継ボックスのゲル(絶縁)化〕 ポンプ場ポンプ室の冠水からの復旧を容易にするため矢本、若柳第1、若柳第2、栗駒第1、石巻第5、石巻第6ポンプ場と一部マンホールポンプ場の汚水ポンプ中継ボックス内のゲル(絶縁)化を1月28日までに完了した。</p> <p>〔大雨時の臨時対応について〕 7月27日の台風上陸によるポンプ場の停電等に備え、可搬式発電機を準備した。またゲートの不応動に対応するためポンプ場へ人員を配備した。本年度における1次沈殿処理、停電による発電機運転対応はなかった。</p>	各提案事項について全て実施完了した。これは年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり適正な管理運営をおこなった。	A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われたと認められる。	A
費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の節減に努める	<p>〔処理系列の休止により電力削減と施設の延命化を目指す〕 石巻浄化センターの水処理施設4系統(1-1、1-2、2-1、2-2)の内、初沈が1-1、反応タンクが1-2、終沈を1-2系列(1/2系列)を休止とした。県からの要請があれば大規模修繕の際は工事業者へ引き渡しできる状態とした。このことにより4池中、1池の電力が削減できた。</p> <p>〔石巻浄化センターの遊休地有効利用の検討〕 遊休地の利用として水耕栽培と水産養殖を掛け合わせ生産性と環境配慮の両立ができるアクアポニックスというシステムについて8月5日に県より承認され年度内に浄化センター構内用地に建屋等を設置した。</p> <p>〔流域下水道PRキャラクター着ぐるみの更新〕 既存着ぐるみの劣化により更新について10月28日に県より許可を頂き、製作仕様について県と協議し令和4年度上旬の納品となった。</p> <p>〔石巻浄化センターの余剰汚泥の濃縮効率向上による処理水の安定化と脱水の効率化を目指す〕 石巻浄化センター最終沈殿池に仮設ポンプを設置し余剰汚泥の濃縮効率向上と脱水の効率化の向上を目指す試行を12月21日から実施し、2月末までデータ取りを行い、効果の分析評価を3月に県と実施した。</p>	各提案事項について全て実施完了した。これは年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり適正な管理運営をおこなった。	A	<p>臭気対策用薬品の注入の回数や量を細微に調整することで、流入量1㎡あたりの使用量を昨年度に対し約23%削減した。また、薬品注入量の適切な管理により過去にあった近隣からの臭気に対する苦情が無くなった。</p> <p>このことは、年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われたと認められる。</p>	S
指定管理者の基本的責務	<p>〔環境配慮の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001(環境マネジメントシステム)をPDCAで回しながら環境保全に努めた。 ・周辺環境の向上のため、臭気、騒音の測定を定期に実施した。 ・石巻浄化センター北側県道500m区間について道路清掃を行った。 ・再生紙の使用、不使用箇所の消灯、古紙段ボールの再資源化に取り組んだ。 <p>〔情報の公開〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開条例に基づき、「指定管理の保有する情報公開に関する規程」を定め、文書の開示を行う。 ・情報公開に関する窓口を設け、開示請求があった場合、条例、規程に基づき手続きを進める。 ・今年度の開示請求はなかった。 <p>〔個人情報の保護〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護のため体制を整え取り組んだ。 ・県条例、同施行規則に関連する法令を遵守し、個人情報管理規程に基づき適正な個人情報管理を維持した。 ・個人情報保護管理の運用に関し社員へ教育指導した。 <p>〔収支実績〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正に支出し、毎月、出状況報告書を提出した。 <p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業務に関連する法規制を順守しISOマネジメントプログラムを活用しながら文書の管理、行政手続等を行った。 	年度事業計画書の内容と同程度の実績であり適正な管理運営を行った。	A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われたと認められる。	A
県民等の苦情・要望等の把握とその反映	<p>〔管内ポンプ場の臭気対応〕 管内ポンプ場において臭気抑制のため、簡易脱臭装置の活性炭、脱臭剤の交換管理、臭気データの回収、解析、県との協議による上流ポンプ場の脱臭剤の注入量の変更調整を行い、当該ポンプ場の快適な環境を維持した。 本年度における管内地域住民による苦情はなかった。</p>	臭気苦情が出ない様、活性炭、脱臭剤の交換、注入量の調整を行い臭気を抑制し当該ポンプ場周辺の環境を維持する事で地域住民の安全を確保した。 このことは年度事業計画書の内容と同程度の実績であり適正な管理運営を行った。	A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われたと認められる。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【下水道課・事務所記入】	
			評価		評価
その他の取組	<p>[地域交流と下水道の普及啓発] 6月17日 企水経号外の「令和3年度 普及啓発イベントの中止について」通知により不特定多数の来場者を相手にする事で作業従事者の新型コロナウイルスの感染リスクが高まること、各浄化センターへの部外者立入り防止の観点から普及啓発イベントは中止された。</p> <p>[ホタルの飼育] 観賞ハウスに4月19日より放流した幼虫が6月11日から羽化・飛翔したが放流数が例年より少なかったため飛翔数が伸び悩んだが昨年より1ヶ月以上経過した8月6日に県、弊社による報告会を行った。本年度においてもコロナ禍により鑑賞会の開催は見合わせた。本年度におけるホタル羽化数の集計は84匹で幼虫の孵化数は50匹であった。2月15日より一部処理水による飼育を開始した。</p>	<p>コロナ禍による浄化センターの安全な運営維持のためイベントの中止が選択された。</p> <p>イベント、施設見学が中止となる中、下水道施設を理解してもらうため県のホームページに掲載された施設紹介動画を県民に活用頂いた。</p> <p>更に、昨年度より羽化数が減少したが関係者による報告会を行った。直接的な県民への紹介とはならなかったがこのことは年度事業計画書の内容と同程度の実績であり適正な管理運営を行ったと考える。</p>	A	<p>新型コロナウイルス感染症対策のため、流域下水道まつりを中止したが、その費用を各流域パンフレットの更新に充て、これまで施設見学等で使用されてきた各流域のパンフレットを見学者等がより見やすく理解しやすいものに更新した。</p> <p>これにより施設見学等の来場者の下水処理施設に対する理解をより深めることが期待できるものとなった。</p> <p>このことは、年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われたと認められる。</p>	S
総合評価		<p>本年度においてはコロナ禍の中、提案事項について滞りなく実施できた。</p> <p>特に今年度は第5波、6波等新型コロナウイルス感染症が蔓延したが予防対策の強化により事業所内からの感染はなかった。また労働安全に対し安全意識の強化と作業に係る情報の共有化を徹底した事により、指定管理者として無災害で安定した管理運営ができた。</p> <p>しかし、フロン排出抑制法の簡易点検が未実施のため実地調査の指摘により未実施分の点検を行った。</p> <p>以上より、総合的に年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる改善が必要である。</p>	B	<p>トータル実施率が100%を越えているが重要項目で評点0が1項目あったため、総合評価としてはA評価とする。</p>	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者、下水道課・事務所記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【水道経営課・事務所記入】
管理運営の課題等	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して安全意識の向上、情報共有化等を徹底し事故、作業ミスの根絶を目指す。(外部委託業務、小修繕含む) 限られたコストの中で有効な機器整備、修繕を行い機器の突発故障の根絶を目指す。 県で実施される工事において情報を密に共有し、安全且つ効率よく工事が施工される様、機器停止他の協力をを行う。 今後も発生が予想される大型台風、大雨、自然災害について人命、施設の被害が最小限に抑えられる体制を整え行動する。 新型コロナウイルス感染症の全国蔓延にともない、処理場内の罹患防止と事業継続について県とともに最善を尽くす。 令和4年度より開始される上工下水一体官民連携運営事業の運営事業者との連携を密にし指定管理業務の円滑な遂行を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理の徹底、継続的な教育・訓練等とおして、安全な職場環境を維持するとともに、今後も長期間に渡って下水道施設の機能を維持する事が必要である。 維持管理業務の中心として、日常点検・巡視により異常の早期発見に努め、重大な障害を未然に防止することにより施設の機能を維持し、最大限に能力を発揮させていく事が望まれる。 下水道施設の指定管理者として、継続的な下水道事業の普及・啓発活動を行うとともに、頻発化・甚大化する様々な災害への備えが必要である。